播磨灘 • 備讚瀬戸環境保全岡山県協議会設置要綱

(目 的)

第1条 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更するに当たり、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法第110号)第4条第2項の規定を踏まえ、湾、灘その他の海域を単位として関係者等の意見を聴くために、播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(役 員)

- 第3条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は、岡山県環境文化部長をもって充て、協議会を統括する。
- 3 副会長は会員の中から選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代理する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、岡山県環境文化部環境管理課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年11月25日から施行する。 附則
- この要綱は、平成28年3月22日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

分 野	名称
漁業	岡山県漁業協同組合連合会
海洋	玉野市立玉野海洋博物館
事業者	一般社団法人岡山県商工会議所連合会
環境	公益財団法人岡山県環境保全事業団
文 化	公益財団法人岡山県郷土文化財団
生活	生活協同組合おかやまコープ
研究	岡山大学理学部附属牛窓臨海実験所 岡山県環境保健センター 岡山県農林水産総合センター水産研究所
行 政	環境省 中国四国地方環境事務所
	沿岸市岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市
	岡山県 環境文化部(環境管理課、 <u>循環型社会推進課</u>)、農林水産部(耕地課、水産課) 土木部(防災砂防課、港湾課)